

環 境 部

環境保全対策	X - 1
大気汚染監視システム	X - 4
健康の被害	X - 5
地球温暖化対策	X - 7
環境マネジメントシステム	X - 8
四日市公害と環境未来館	X - 9
(公財)国際環境技術移転センター	X - 12
清掃事業の概況	X - 14
ごみ処理事業	X - 16
清掃施設	X - 18
衛生事業の概況	X - 20
し尿処理事業	X - 22
朝明広域衛生組合	X - 23

環境保全対策

● 大気汚染

昭和 35 年頃から、石油化学コンビナートの稼働に伴い、塩浜地区を中心に大気汚染公害が発生した。これに対する規制措置として、昭和 39 年、四日市市は「ばい煙の規制等に関する法律」による指定地域となり、硫黄酸化物の濃度規制による排出基準が適用され、昭和 43 年には「大気汚染防止法」による拡散希釈効果を考慮したK値規制が導入された。

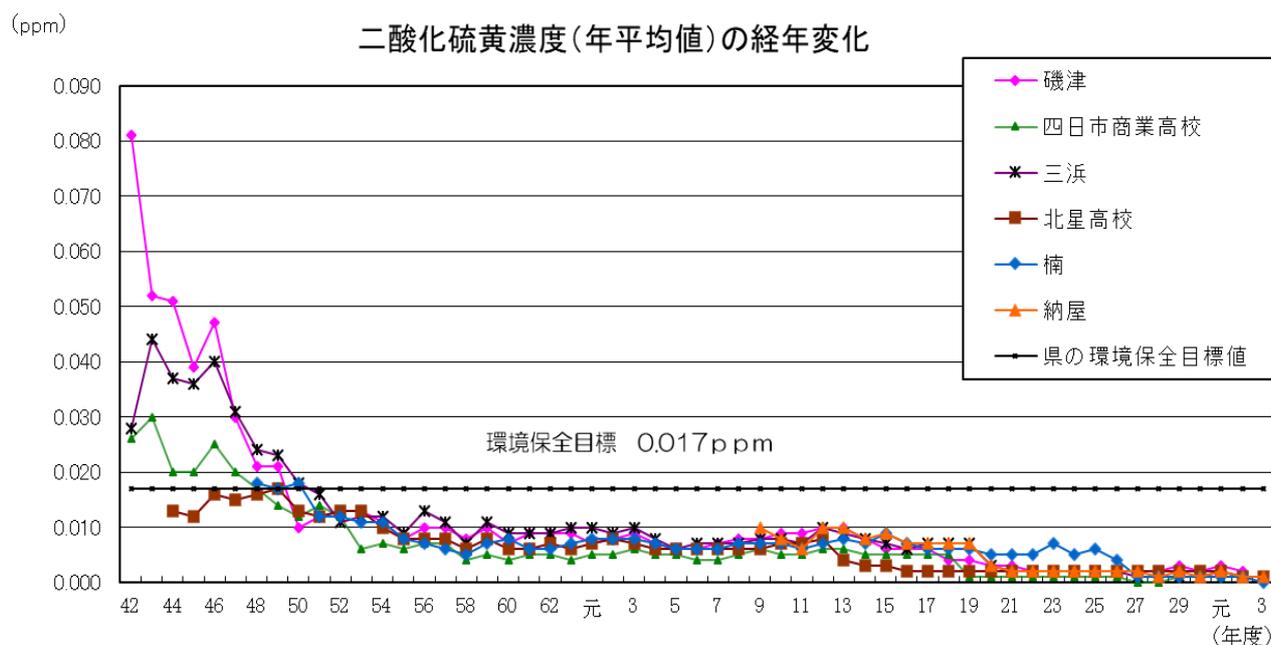
さらに、昭和 47 年 4 月から三重県公害防止条例によって硫黄酸化物にかかる総量規制を実施、環境目標濃度を年平均値 0.017ppm として逐次規制の強化を図ってきた。

これら一連の規制措置により、低硫黄重油、副生ガス等良質燃料の使用、排煙脱硫装置の設置などの対策が講じられた。その結果、昭和 51 年度には二酸化硫黄にかかる環境基準を市内全域測定局で達成するに至り、以後良好な状態を継続している。

窒素酸化物も昭和 49 年 10 月から県条例で総量規制を行うなど、積極的な対策を進めてきている。しかしながら産業活動の活発化や自動車交通量の増大など環境悪化要因もあるため、総量規制の強化を図るとともに、移動発生源の対策として、平成 14 年 10 月より自動車 NO_x・PM 法に基づく車種規制が開始され、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については全測定局で環境基準を達成した。

● 年度別推移

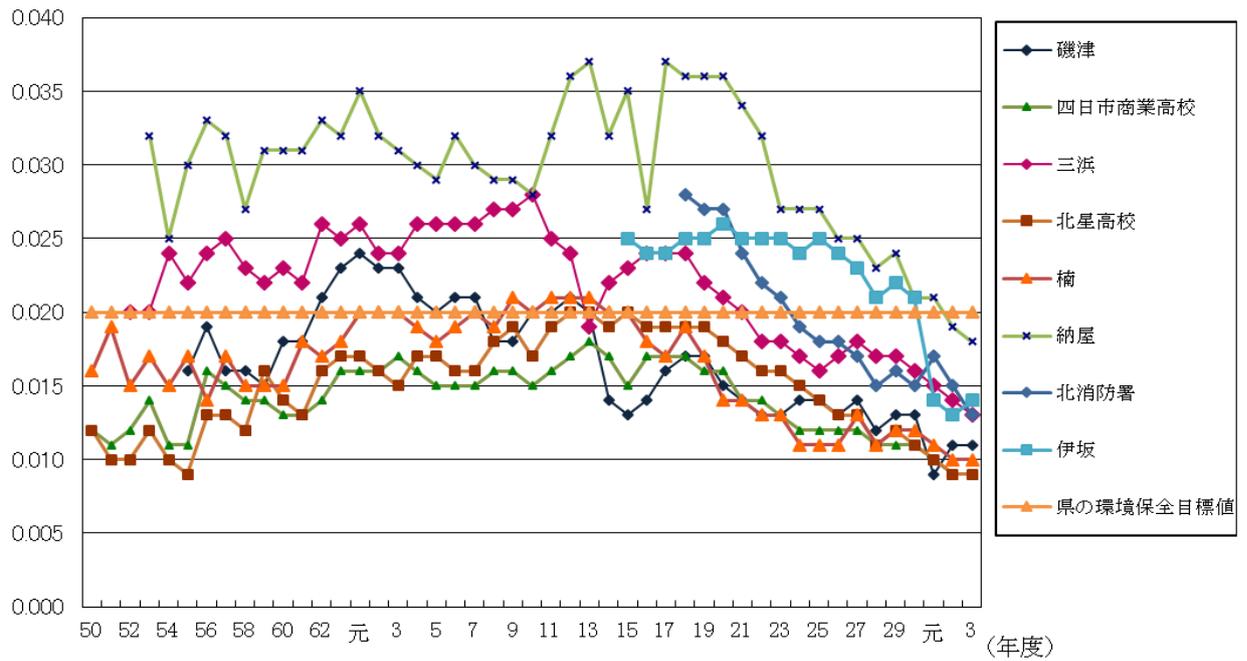
(1) 二酸化硫黄（年間平均濃度）



(2) 二酸化窒素 (年平均濃度)

(ppm)

二酸化窒素濃度(年平均値)の経年変化

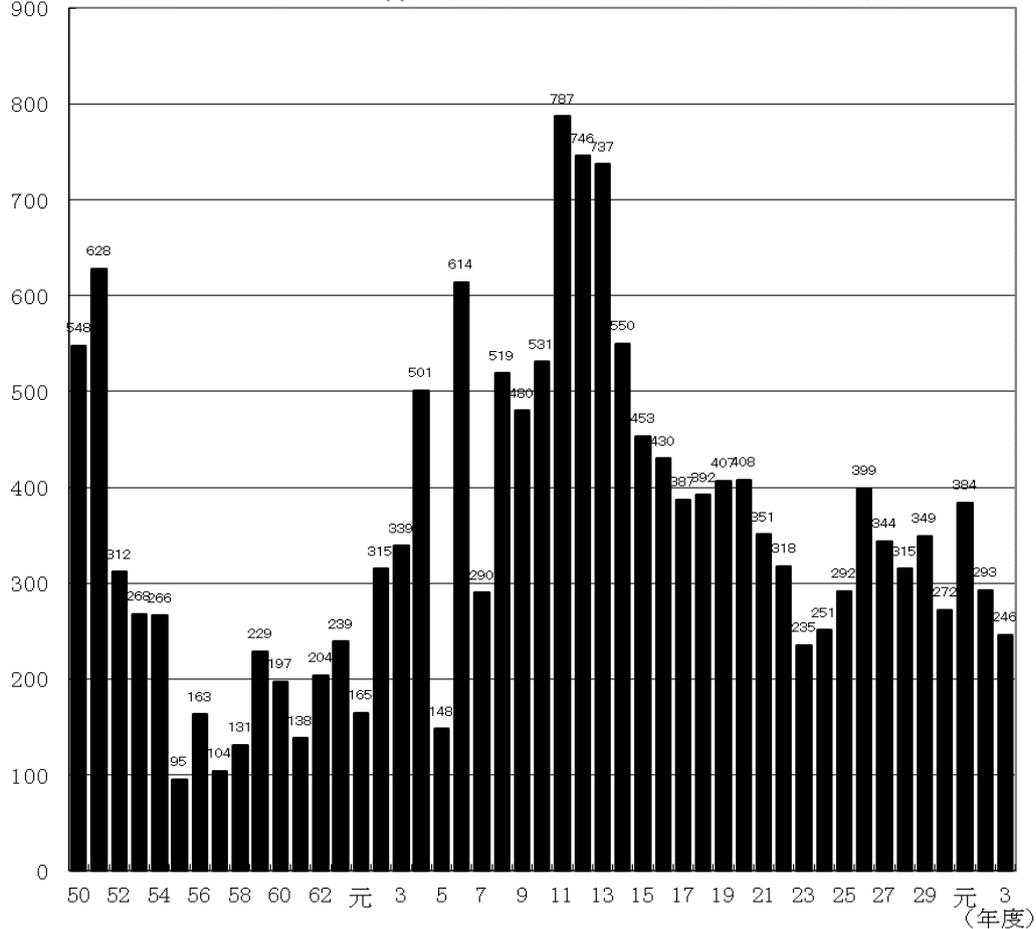


(3) 光化学オキシダント (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の全局平均の経年変化)

(時間)

光化学オキシダント

(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の全局平均の経年変化)



● 水質汚濁

本市の地先海域は特定重要港湾に指定されている四日市港の港湾区域に包含されているが、古くより操業している紡績、食用油、石油、その他の工場排水及び都市下水による汚染が進み、その水域に漁業権を持つ漁業者の間に昭和 28 年頃漁業転換対策が検討されるようになった。その後、臨海部の石油化学コンビナートが拡大されるにつれて、海水の汚染も深刻化し、昭和 35 年には異臭魚が漁獲されるようになり、その実態と原因が国をはじめとする専門機関で調査された。その結果四日市港を中心に北へ 6km、北東へ 11km、南東へ 7km、南へ 15km の海域に異臭魚が分布し、着臭原因物質は脂肪族飽和炭化水素の数種を主成分とする混合物で魚類のえらを通じて魚体内に進入することなどが解明された。昭和 41 年に水質保全法及び工場排水規制法により水域指定ならびに水質基準の設定がなされ、その後水質汚濁防止法、三重県公害防止条例により工場等に対する排水規制を強化する一方、水質汚濁状況の監視を県・市・四日市港管理組合が協力して実施している。また、四日市鈴鹿地先海域の水質汚濁の抜本的改善を図るため、県条例により昭和 49 年 10 月から COD 総量規制が実施された。昭和 54 年 6 月から水質汚濁防止法による伊勢湾総量規制に移行した。また、平成 5 年 3 月より環境基準の健康項目が追加され、さらに、平成 13 年に策定された第 5 次総量規制では、新たに窒素・リンも規制対象として追加された。平成 28 年からは更なる水質の改善を目指して、第 8 次総量規制が施行されている。

一方、河川の汚濁は、主要工場における排水処理施設の設置、公共下水道の整備等を公害防止計画に基づき進めてきた結果、着実に改善され、特に塩浜コンビナート付近を流れる天白川水系の河川には、県条例による上乘せ規制を昭和 49 年 3 月から実施し、水質浄化に努めた結果大きく改善された。

平成 24 年 6 月 1 日には水質汚濁防止法が改正され、有害物質を貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造等に関する基準の遵守等が新たに設けられた。

● 土壌汚染

全国的に顕在化する土壌汚染の増加等を背景として、土壌汚染を把握し、健康被害の防止に関する措置を促すため、平成 15 年 2 月、土壌汚染対策法が施行された。平成 16 年 10 月には、三重県生活環境の保全に関する条例の一部が改正され、土地の形質変更時の調査等が追加された。平成 22 年 4 月 1 日、土壌汚染対策法が改正され、土壌汚染状況調査の対象となる契機が追加された。

また、平成 30 年 4 月 1 日及び平成 31 年 4 月 1 日に土壌汚染対策法が 2 段階で改正され、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、リスクに応じた規制の合理化などが盛り込まれた。

本市としても、同法の趣旨を踏まえ、今後、必要な指導、啓発に取り組んでいく。

● 悪臭

悪臭規制は三重県公害防止条例に基づくアセトアルデヒドに始まり、悪臭防止法によってアンモニアをはじめとする 22 物質について濃度規制が行われてきた。この間、工場などにおける悪臭対策が進められ、また、監視測定体制を充実するとともに環境パトロールや工場への立入調査を実施し、施設の改善等の指導を行った結果、悪臭公害は改善され、苦情件数は、近年、減少傾向にある。しかしながら、法規制以外の物質による臭気や低濃度の複合臭の問題に対応するため、平成 28 年 1 月に市街化地域において、臭気指数規制を導入した。

● 騒音・振動

騒音・振動苦情は、中小企業を発生源とするものが多いが、これらは工場、商店、住宅等が雑居するいわゆる住工混在型であることが多く、その対策に必要な敷地・資金面での制約があり問題を解決するのは困難であることが多い。

また、音響機器、クレーン等の近隣騒音や国道 23 号をはじめとする大型車の通行の多い道路沿線での騒音・振動など都市型公害が増加してきているのが最近の特徴である。

このため、騒音規制法や三重県生活環境の保全に関する条例による規制基準を遵守させるべく、施設届出時の事前指導や環境騒音、道路交通騒音・振動の環境調査を行い、関係部局と連携をしながら対策を進めている。

● 公害防止協定

昭和 43 年以降、住民の生活環境を保全しきめの細かい公害防止対策を推し進めるため、石油化学コンビナートを中心に各企業と順次公災害防止協定を締結してきた。また、昭和 50 年には石油化学コンビナート等災害防止法が制定されたことを機に災害関係を切り離し、公害防止協定として締結しなおし、これまで四日市市の環境改善に一定の効果をあげてきたが、平成 15 年頃から一部のコンビナート企業による不正行為が発覚したことから、平成 20 年公害防止協定の見直しについて四日市市環境保全審議会へ諮問し、審議を重ね、平成 21 年公害防止協定を改定し、その後 46 社と協定を締結した。令和元年度末現在、45 社の協定締結事業者に対し、公害防止に関する必要な指導、監視に取り組んでいる。

大気汚染監視システム

● 環境監視システム

市内 8 カ所に大気常時監視測定局を設置し、その測定データをテレメーターシステムで市の中央監視局に送信している。

中央監視局では、その結果をデータ表示するとともに、四日市市のホームページ「かんきょう四日市」にて速報値の情報提供を行っている。

大気汚染状況常時監視測定及び機器整備状況(令和 3 年度現在)

測定局	設置年度	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	風向風速
1. 磯津	S38	○	○		○	○	○	○
2. 四日市商業高校	S47	○	○	○	○	○	○	○
3. 三浜	S41	○	○	○	○	○	○	○
4. 北星高校	S46	○	○	○	○	○	○	○
5. 楠	S47	○	○		○	○	○	○
6. 納屋※	S52	○	○	○	○		○	○
7. 北消防署※	H17		○	○	○			○
8. 伊坂※	H15		○		○			○
合計		6	8	5	8	5	6	8

(注) ※は自動車排出ガス測定局

健康の被害

昭和 35 年頃から塩浜地区等を中心に、呼吸器疾患を訴える患者が多くなり、コンビナート等による大気汚染が健康に及ぼす影響について、県・市及び関係各機関で調査が始められた。

昭和 39 年には厚生省においても、疫学的な立場からの調査が行われ、市ではそれらを基礎に三重県立大学医学部附属塩浜病院、四日市医師会の協力を得て、昭和 40 年 5 月、全国に先がけて大気汚染関係疾患者の認定及び医療措置（自己負担分の市費負担）を開始した。その後、昭和 45 年 2 月には「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、指定地域における大気汚染関係疾患被認定者に対して、医療費、医療手当等の支給が行われるようになった。

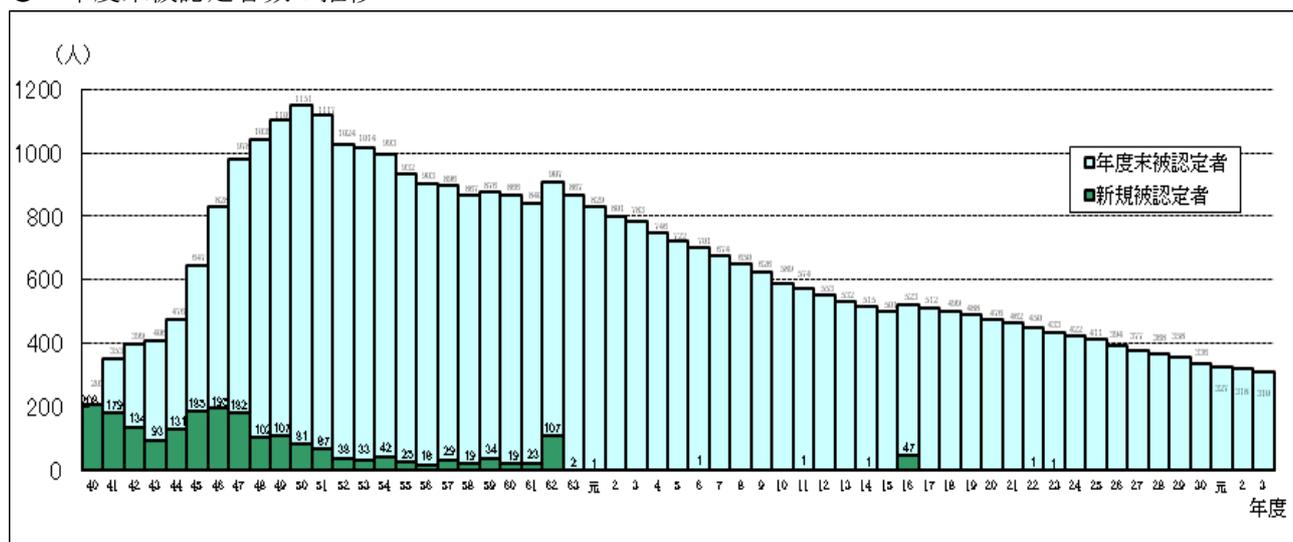
さらに四日市公害裁判の判決を契機として、昭和 48 年 9 月、四日市公害対策協力財団（昭和 53 年 3 月末日解散）が企業の寄附行為に基づき設立され、被認定者に生活安定費の支給を開始した。翌昭和 49 年 9 月からは「公害健康被害補償法」が施行され、療養費、障害補償費、遺族補償一時金などの支給が行われるようになり、被認定者の救済が一層充実された。また、同補償法には、被認定者の健康回復を目的とした公害保健福祉事業が設けられた。

なお、昭和 63 年 3 月 1 日「公害健康被害の補償等に関する法律」の制度改正により、以降は新たな認定は行われていない。しかし、すでに認定されている人々に対する補償・救済は従前どおり実施している。

- 被認定者の障害程度区分(各年度 3 月末日現在) 被認定者（3 級以上）の障害の程度は毎年見直される。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
特級	0	0	0	0	0	0	0
1 級	0	0	0	0	0	0	0
2 級	22	21	21	14	14	11	10
3 級	324	316	306	293	285	281	272
等級外	31	31	31	29	28	26	28
合 計	377	363	358	336	327	318	310

- 年度末被認定者数の推移



● 補償給付の支給状況（令和3年度支給額）

区 分	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康被害者特別救済措置要綱	備 考
療 養 の 給 付 療 養 手 当	111,149,648 46,653,000	- -	令和3年3月～令和4年2月分
児 童 補 償 手 当 障 害 補 償 費 遺 族 補 償 費	- 245,146,100 31,345,450	- 24,321,880 6,450,800	令和3年2月～令和4年1月分
遺 族 補 償 一 時 金 葬 祭 料	2,899,800 683,000	0 0	令和3年4月～令和4年3月分

地球温暖化対策

● 第4期四日市市環境計画

多様な環境問題を解決するために持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえ、環境面からのアプローチにより経済面・社会面の課題解決を図り、また、多様かつ分野横断的な主体との連携により、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことができるような「マルチベネフィット」な環境行政を目指すため、第4期環境計画（2021～2030）を策定した。また、この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における「四日市市地球温暖化対策実行計画」の「市域施策編」及び「市役所編」を包括している。

● 新エネルギー等導入補助

家庭における温室効果ガス削減に向け、家庭における新エネルギー等を用いた設備の導入費用に対して補助を行うことで、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」を柱にスマートなエネルギーマネジメントが高度化されたまち「スマートシティ」の構築を目指している。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額 (予算額)	9,350,000円 (9,600千円)	12,520,000円 (12,900千円)	16,310,000円 (16,500千円)	41,010,000円 (53,100千円)
CO ₂ 削減量	419t	401t	575t	787t

各年度「スマートシティ構築促進補助金」の実績

令和3年度補助金の交付内訳

補助対象設備	定額	件数	補助金額
太陽光発電設備	30,000円/件	112件	3,360,000円
燃料電池設備	30,000円/件	91件	2,730,000円
蓄電池設備	50,000円/件	248件	12,400,000円
エネルギー管理システム（HEMS）	10,000円/件	102件	1,020,000円
電気自動車等充給電設備（V2H）	50,000円/件	6件	300,000円
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	200,000円/件	106件	21,200,000円
計		665件	41,010,000円

● 地球温暖化対策の普及啓発

企業と連携し、小学生を対象とした授業「こどもよっかいちCO₂ダイエット作戦」を1校で実施し、地球温暖化問題を子どもたちに分かりやすく学んでもらった。また、国が推進する国民運動「クールチョイス（賢い選択）」について啓発用チラシを作成し、全戸配布を行った。これらの授業や、ごみ収集日程表、市ホームページ等で周知するとともに、スマートシティ構築促進補助金申請者に賛同を求め、地球温暖化に対する市民や事業者の意識啓発を図った。

環境マネジメントシステム

● 四日市市環境マネジメントシステム (YES)

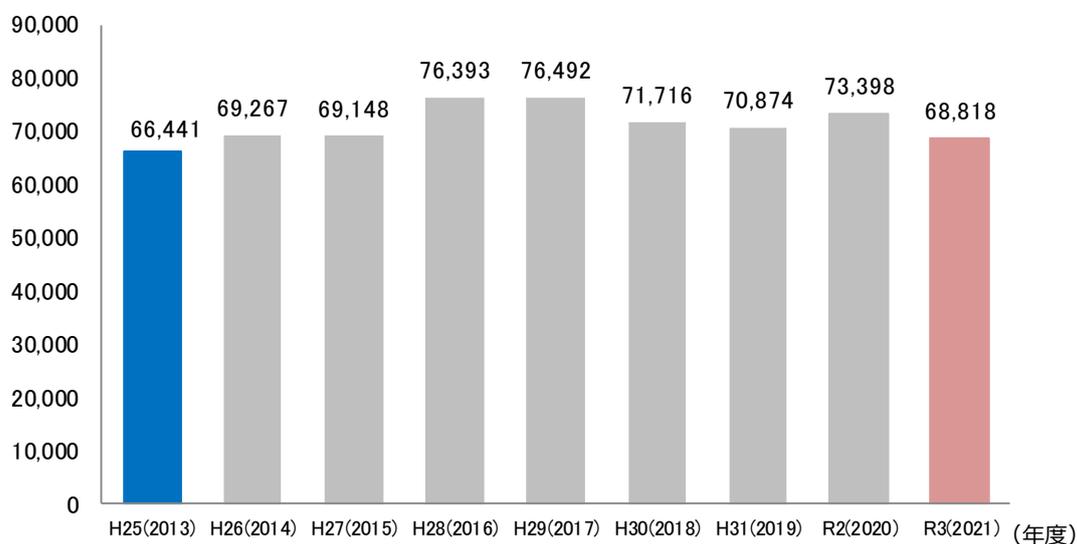
平成 20 年度より、四日市市独自の環境マネジメントシステムの運用を開始

(1) 運用開始日 平成 20 年 4 月 1 日

(2) 内容 地球温暖化対策は長期に渉る取り組みが必要であり、また大きく変動しつつある社会情勢に対応しつつ継続的かつ有効な取り組みを進めるためには、国際規格である ISO14001 に基づくシステムを、より柔軟性のある EMS へ改善することが必要となってきたため、環境施策の更なる向上を目指し、四日市市環境マネジメントシステム (Yokkaichi Environmental Management Systems = YES) を構築し、全庁を対象として運用を開始している。

本市施設からの温室効果ガス (CO₂) 排出量の推移

(CO₂ - t)



四日市公害と環境未来館

本市では、昭和30年代に「四日市公害」が発生し、多くの人が大気汚染をはじめとする公害に苦しんだ。その歴史と教訓を次世代に伝えるとともに、環境改善の取り組みや産業の発展と環境保全を両立したまちづくり、さらには、その経験から得た知識や環境技術を広く国内外に情報発信することを目的に「四日市公害と環境未来館」を平成27年3月21日に開館した。

同館では、四日市公害の発生に至る経緯や被害、環境改善に向けたさまざまな対策等について、子どもから大人まで幅広い方を対象に、映像や写真、アニメーションなどを用いてわかりやすく展示している。なお、令和5年2月に展示エリアの一部をリニューアルした。

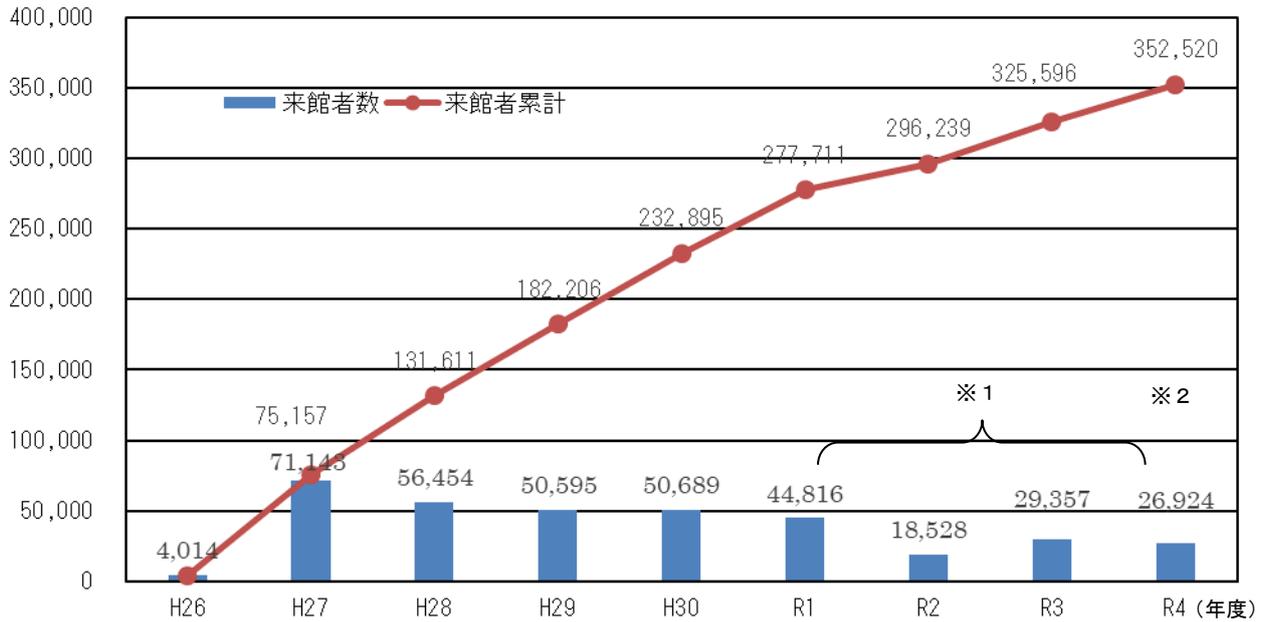
また、公害・環境に関する書籍や資料を集めた図書コーナーをはじめ、大人向け環境講座や自然観察会、子どもを対象としたエコ工作や夏休み自由研究のための講座などの実施、環境情報誌「エコピース」（年1回）、「えこっぴニュース」（毎月）の発行、地域などにおいて環境活動に取り組むリーダーの育成を図る「エコカレッジ」の開催、「こどもエコクラブ」の交流支援など、多種多様な環境学習の機会を提供した。さらに、市民団体、企業等が登録する四日市市エコパートナーとの連携・協働による様々な講座も実施した。

【四日市公害と環境未来館】令和4年度：来館者数26,924名、事業参加者数3,689名

場 所	安島一丁目3番16号 四日市市立博物館（そらんぼ四日市）内	
開館時間	午前9時30分から午後5時まで（入場は4時半まで） （月曜日休館、なお、祝日の場合は翌平日、年末年始ほか整備休館日あり）	
主な施設	常設展示室	…明治以降の四日市のくらしの変化および そのなかで起こった四日市公害の被害や歴史と 環境改善の歩みを展示
	図書コーナー	…公害・環境に関する資料・書籍の閲覧・貸出
	研修・実習室	…公害・環境に関する学習講座等の実施
	活動室（じばさん2階）	…エコパートナーの交流・活動の場

●来館者の状況

(人) 来館者数推移グラフ



※1 令和元年度末頃から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により来館者減。

※2 令和4年度は約半年間(9/1~2/10)の長期整備休館により来館者減。

●来館者内訳

小・中学校		保育・幼稚園		一般団体		引率者	一般来館者	来館者計
校	人	園	人	団体	人			
56	3,583	15	260	36	523	408	22,150	26,924

※一般団体は20名以上の団体に20名未満の高校、大学を含む

●環境学習について

	区 分	主な内容	回数	人数
①	環境実験 エコ工作	間伐材うちわに絵をかこう ソーラーカーを作ろう など (幼児～小中学生対象)	4 2	6 9 6
②	夏休み自由 研究対策講座	松葉で空気の汚れ調べ 水とかんきょう など (小中学生対象)	1 2	3 0 3
③	身近な自然調べ	こども自然探検隊など (小中学生対象)	8	1 5 2
④	大人向け 環境講座	ダンボールコンポスト講座 伊勢湾～過去 現在 未来～	6	1 0 3
⑤	自然観察会	市内等で行う自然観察会 夜のいきもの探検～セミの羽化～ など	9	1 9 4
⑥	水生生物調べ	よっかいち川調査隊～海蔵川～ など (小学生以上)	1	2 9
⑦	環境関連 施設見学	施設見学 四日市市クリーンセンター見学 バスツアー 海のお掃除船「じんべい」の見学と四日市 の海ごみ など (小学生以上)	2	3 4
⑧	出前講座	小学校での水生生物調査、地区市民センターでのマリンポット作りなど	5 1	1, 1 9 0
⑨	子ども環境教室	オンラインで学ぶ四日市公害	7	9 6
⑩	グリーン ツーリズム	親子田んぼ体験	3	1 1 0
⑪	エコツーリズム	ネイチャーウォーク	2	3 0
⑫	エコライフ講座	綿を育ててみよう、今日からはじめる庭づくり など	7	9 2
⑬	その他ワーク ショップ	海岸ゴミを調査しよう!、キッズ・モノづくりワンダーランド など	6	1 2 5
⑭	環境保全活動 人材養成事業	エコカレッジ・環境学習指導員養成講座 など	1 5	2 2 4
⑮	出展事業	みえ環境フェア、ミニ感謝祭(勤労者・市民交流センター) (パネル展示・エコ工作) など	2	1 7 2
⑯	その他環境学習 講座 (直営事業)	フィールドワーク (小中学生対象)、江戸時代の暮らしに学ぶエコ、語り部さんのお話を聞こう	6	9 5
⑰	発表会・交流会	エコパートナー交流会	2	4 4
合計			1 8 1	3, 6 8 9

(公財) 国際環境技術移転センター

本市の大気汚染等の環境問題に対する取組みにより集積している環境保全技術などを活用して、研修・研究開発等を実施し、開発途上国等の諸外国へ技術移転を行うための機関として、平成2年3月に三重県及び四日市市の出捐により、財団法人環境技術移転センターが設立された。その後、通商産業省（現：経済産業省）及び中部産業界等の支援を得て、平成2年12月に通商産業大臣認可の財団法人となり、平成3年2月には財団法人国際環境技術移転研究センター（略称 ICETT）として衣替えした。平成4年10月に四日市市桜町の鈴鹿山麓リサーチパーク内に施設が完成し、同年11月より当地において地球環境保全に資する産業技術の移転を通して、地球環境問題の解決に貢献するための我が国の拠点として、積極的に事業を展開している。

具体的な事業内容としては、環境改善技術を有する日本企業の国内外展開支援のほか、近年では創立30周年を機に、プラスチック資源循環分野、また、国の脱炭素宣言を受けて脱炭素分野についての事業にも取り組んでいる。また、パラオ共和国における資源物リサイクルの普及啓発活動など、太平洋島しょ国に対する事業も積極的に行っている。

平成19年10月3日に独立行政法人国際協力機構（JICA）より理事長表彰、平成20年7月15日に外務大臣表彰、平成21年12月2日に地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞するなど、これまでの活動が高く評価されている。平成23年4月1日には、内閣総理大臣の認定を受け公益財団法人国際環境技術移転センターに移行した。令和2年に設立30周年を迎えた。

公益財団法人国際環境技術移転センターの概要

設 立	平成2年3月31日
財 産	基本財産 44億5,616万円（令和4年3月31日現在）
施設概要	所在地 三重県四日市市桜町3684番地の11（平成4年10月完成） 規 模 敷地面積 10,750 m ² 、施設規模 地上3階 延床面積 3,525 m ² 内 容 研修施設、宿泊・交流施設、管理運営施設
事業概要（令和3年度実績）	
(1) 研修及び指導事業	
国内研修	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内研修は未実施
海外研修	講義動画を作成して中国天津市へ提供し、その講義動画を用いて25名に研修を実施（四日市市委託）
海外指導	草の根技術協力「パラオ国ガッパン州イボバン、アイメリーク州モンガミにおける官民協働ごみゼロ社会推進事業（地域活性化特別枠）」（JICA委託）
オンライン研修・セミナー	ASEAN 国別研修「海洋ごみ対策のための廃棄物管理」（第2回遠隔研修）（JICA委託） 参加者7名 国際青少年交流事業「さくらサイエンスプログラム・科学技術体験コース」 （科学技術振興機構助成）参加者26名 グローバル環境セミナー開催事業業務「国際的な環境問題とSDGs」（三重県委託） 参加者31名
(2) 調査及び研究事業	
	・中小企業向け実践セミナー（自主財源事業）：温室効果ガス排出量の算定・把握から削減までの情報提供や演習を行う実践的なセミナーを実施 ・脱炭素社会構築事業化検討事業（自主財源事業）：特に太平洋島嶼国を対象として、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電技術を組み合わせたミニ・グリッド導入等の可能性についての調査・検討を実施

- ・使用済み炭素繊維強化プラスチック（rCFRP）に係る環境ビジネス支援事業（自主財源事業）：使用済み炭素繊維強化プラスチック（rCFRP）から回収したリサイクル炭素繊維（rCF）の活用について、いくつかの分野におけるサプライチェーン創出を目指した支援活動を実施
- ・中小企業の環境技術の海外展開支援（自主財源事業）：中部地区内の企業が廃棄物リサイクル関係事業で東南アジア、大洋州、欧州の国々への海外展開を目指すに当たり、JICAの支援枠組みへの応募準備協力や、企業ごとの個別のコミュニケーションの支援を実施

(3) 交流及び連携事業

- ・プラスチック資源循環の推進に係るセミナー（第2回）の開催（自主財源事業）
- ・高校生地球環境塾企画運営業務（四日市市委託）
- ・第9回太平洋・島サミットにおける三重県のプレゼンテーションへの協力

(4) 情報提供及び普及啓発事業

機関誌・ニューズレターの発行、ホームページ・メールマガジンによる情報提供

清掃事業の概況

国が制定した「第四次循環型社会形成推進計画」や「四日市市総合計画」、「第4期四日市市環境計画」などとの整合を図りながら、「四日市市ごみ処理基本計画」の改定を令和3年3月に行った。計画では、SDGsの視点を取り入れ、みんなで創る「住み続けられるまち」を基本理念とし、「ごみの発生抑制の推進」「適正な資源化の推進」「適正な処理・処分の維持」の3つの基本方針のもと、食品ロス削減の推進や次世代を担う子どもたちへの啓発、事業系ごみの適正処理の徹底といった施策など15項目を重点施策として取り組む方針を定めた。

ごみの発生抑制の推進については、従来から継続して実施している出前講座や地域での説明会、クリーンセンターの見学会、ごみ収集車を用いた小学校への出前授業などを、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら実施した。また、家庭で発生した食べ残しや未利用食品などの廃棄食品の種類や量などを一定期間記録する「食品ロスダイアリー事業」を実施し、子どもたちの気づきを促しながら、食品ロス削減の啓発に取り組むとともに、食品ロスの削減に協力いただける市内の飲食店や小売店、その他の事業者を認定し、周知、啓発を行う「よっかいち食べきり推進店事業」を令和4年度から実施していくにあたり、シンボルデザインや啓発用品を作成した。

さらに、市民や事業者への啓発を強化していくため、従来から実施しているホームページや広報よっかいち、スマートフォン向けアプリ「さんあ〜る」（Web版を含む）などによる情報発信に加え、ごみと資源物の出し方をまとめた「ごみガイドブック」を令和3年3月にリニューアルし、広報よっかいち7月上旬号に同封して全戸配布するとともに、従来の5か国語（日、英、中、スペイン、ポルトガル）に加えて、市内の人口が多い3言語（ベトナム、タガログ、ネパール）を追加し、新たに外国語版を作成した。また、「ごみ収集日程表」や「災害廃棄物処理ハンドブック」についても多言語化対応を行った（「災害廃棄物処理ハンドブック」はさらにタイ、インドネシアを追加。）。

適正な資源化の推進については、紙類の需要減少に加え、民間事業者の店頭回収の増加など、回収方法が多様化していることや、集積場から資源物を持ち去る行為が終息していないこともあり、市の回収量が減少している中、自治会や子ども会などの住民団体が自主的に実施する資源物の集団回収を支援する「四日市市資源集団回収助成金」、資源物の拠点回収を行う団体を支援する「エコステーション設置促進事業費助成制度」の助成金額などを見直し、資源物の回収促進に取り組んだ。

一方、資源物を持ち去る者の行動は年々悪質化しており、道路交通法を無視した危険運転や整備不良車両の使用、住民に対する威嚇行為など、資源物の売却による市の歳入の減少にとどまらず、市民生活に大きな影響を与えていることから、「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で20万円以下に設定していた持ち去り行為者への罰金額の上限を、50万円以下に引き上げることや、行為者の氏名・住所の公表、買い取り事業者への指導などを盛り込んだ条例改正を行った（令和4年10月1日施行）。

適正な処理・処分の維持については、「四日市市総合計画」の推進事業である「福祉サービスと連携したごみの収集」の実施に向けて、ごみ出しが難しい高齢者等を支援するホームヘルパーなどが、通常のごみの収集日程に限らず、ごみを出せる訪問介護等専用の回収箱を地区市民センターなどに設置し、令和3年10月から運用を開始した。このことにより、ごみ出しの時間を気にすることなく、ごみが出せる環境を整備し、ホームヘルパー等が支援に入れる時間を増やすなど、福祉サービスの拡充を図った。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみが飛散して海に流出しないように、河川や水路沿いのごみ集積場の改修を実施したほか、地域や市民団体と連携して、吉崎海岸で海岸清掃を実施し、啓発に取り組んだ。

ごみ処理施設については、DBO方式による破碎処理施設、高効率発電設備を併設した「四日市市クリーンセンター」が、平成28年4月から本格的に稼働した。これに伴い、南部埋立処分場の市民受け入れを平成28年3月に終了し、四日市市クリーンセンターを中心とした廃棄物処理システムの運用を開始した。また、処理施設については平成31年3月をもって廃止した楠衛生センターのごみ焼却施設及びし尿処理施設を令和2年10月に解体した。

し尿処理については、昭和38年10月より日永下水投入槽を開設し、公共下水道施設にし尿の投

入を開始するとともに、昭和43年3月からは、四日市・菰野・川越・朝日地区衛生組合を設立し、公共下水道施設の処理と併せて朝明衛生処理場（処理能力140kℓ/日）で、し尿処理を開始した。

平成11年に四日市・菰野・川越・朝日地区衛生組合を朝明広域衛生組合に改称し、朝明衛生処理センター（処理能力300kℓ/日）を設置した。

また、昭和63年5月より行ってきた海洋投棄は平成16年度に廃止し、全量を陸上での衛生処理に切り替えるとともに、平成28年4月より朝明衛生処理センターにし尿処理を一本化した。

● 清掃関係予算の推移

年度	一般会計 総予算額 (千円)	清掃関係予算(千円)				前 年 度 計 比	前 年 度 予 算 比	占 一 般 会 計 に	割 る 人 件 費 に 合	清 掃 費 に 占 め	費 の 割 合	清 掃 費 に 占 め
		人件費	普通建設 事業費	その他 運営費	予算額 合計							
H30	116,846,000	776,682	128,400	2,476,591	3,381,673	108	106	2.9	23.0	73.2		
H31	121,000,000	773,867	95,422	2,699,776	3,569,065	104	106	2.9	21.7	75.6		
R2	119,870,000	758,108	452,325	2,750,468	3,960,901	99	111	3.3	19.1	69.4		
R3	121,160,000	754,527	698,508	2,771,836	4,224,871	101	107	3.5	17.9	65.6		
R4	130,920,000	718,127	326,398	2,751,543	3,796,068	108	90	2.9	18.9	72.5		

ごみ処理事業

● 職員数

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

施設名	事務	収 集		処理・処分		車 両 管理者	再任用	会計年度 任用職員 (フルタイム)	会計年度 任用職員 (パート)	合計
		運転手	作業員	運転手	作業員					
南部清掃事業所	2	14	1	—	—	1	3	—	13	34
北部清掃事業所	3	28	—	—	—	1	4	—	22	58
クリーンセンター	9	—	—	—	—	—	2	—	11	22
合 計	14	42	1	—	—	2	9	—	46	114

● 分別収集体制

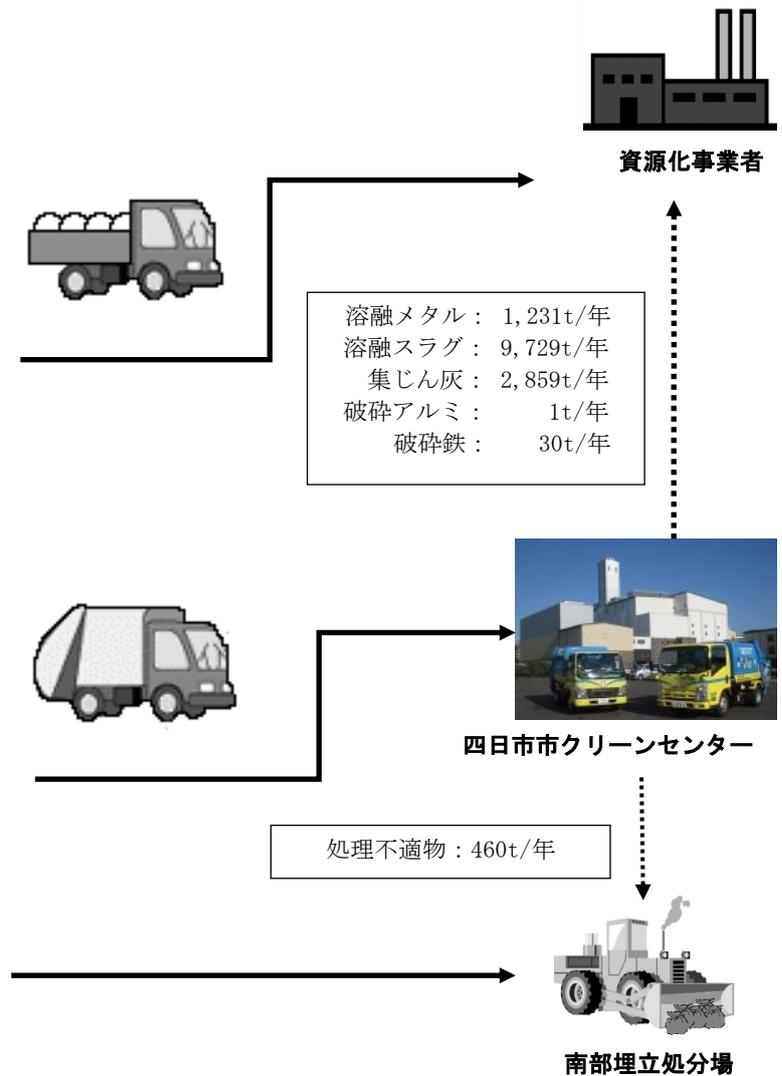
ごみの減量化、資源の有効利用を目的として、『可燃ごみ』、『破碎ごみ』、『資源物』、『ペットボトル』、『粗大ごみ(戸別有料収集)』の5種類の分別収集を行っている。

● 収集・処理状況(令和3年度)

資 源 物	
紙類、布・衣類、 びん、飲料缶、 飲料缶以外の金属 (スプレー缶、ライター含む)	2週1回 6,557 t/年
ペットボトル	2週1回 413 t/年
乾電池・蛍光管 水銀体温計	2週1回 123 t/年
小型家電	2週1回 561 t/年

可燃・破碎ごみ	
焼却(溶融)処理 破碎処理 ※市外分含む	週2回 (可燃) 2週1回 (破碎) 98,764 t/年

最終処分	
不燃物、処理不適物 ※処理不適物:460tを含む	随時 836 t/年



● 市収集処理実績

(単位：t)

年度	収集・処理実績	実 績 (内訳)	
		焼却・破砕処理	埋立処分
平成 30	68,613	66,060	2,553
令和元	69,297	67,589	1,708
令和 2	69,013	68,052	961
令和 3	67,525	66,797	728

※市外分含む

【クリーンセンターでは、市外（朝日町、川越町）の家庭系一般廃棄物も受け入れている】

● 許可業者等直接搬入処理実績

(単位：t)

年度	搬入・処理実績	処 理 実 績 (内訳)	
		焼却・破砕処理(t)	埋立処分(t)
平成 30	33,506	33,382	124
令和元	34,183	33,926	257
令和 2	31,751	31,559	192
令和 3	32,075	31,967	108

● 資源物収集実績

(単位：t)

年度	収集実績	処 理 実 績								
		金属類		びん	紙類	布・衣類	乾電池・水銀体温計・蛍光管	ペットボトル	小型家電	焼却灰等(スラグ等含む)
		缶	缶以外							
平成 30	20,978	102	1,439	1,443	1,868	1,277	128	431	499	13,791
令和元	21,936	104	1,290	1,461	1,952	1,289	129	435	571	14,705
令和 2	21,755	116	1,574	1,488	2,221	1,355	124	421	661	13,795
令和 3	21,505	127	1,298	1,406	2,453	1,273	123	413	561	13,851

● ごみ処理経費

(単位：円)

年度	1 t 当たり経費			
	収集部門	焼却・破砕部門	埋立部門	資源物処理部門
平成 30	14,673	10,089	35,044	59,296
令和元	16,064	9,376	32,251	70,888
2	15,307	11,112	48,862	70,766
3	14,029	13,137	70,608	64,904

清掃施設

● 清掃事業所

名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積
北部清掃事業所	四日市市垂坂町 1587 番地	5,133 m ²	1,006.10 m ²
南部清掃事業所	四日市市大治田三丁目 4 番 26 号	6,482 m ²	1,115.47 m ²

● 最終処分施設 南部埋立処分場

名 称	南部埋立処分場
所 在 地	四日市市小山町 2855 番地
埋立処分場用地面積	194,437 m ² (内、埋立計画用地面積 134,611 m ²)
埋 立 容 量	251 万 m ³ (廃棄物 205 万 m ³ 覆土 46 万 m ³) ※平成 3 年 3 月に 127 万 m ³ から規模変更

南部処分場は、延長 900m の谷間の地形をとり入れて下流を堰堤(止水擁壁)でせきとめ、底部には汚水集水管等管渠、遮水構造物を施した埋立地構造物と、これから浸出する汚水を処理する浸出汚水処理施設、雨水調整池(容量 3 万 m³)、管理棟などからできている。

● 焼却施設

名称		四日市市クリーンセンター
区分	所 在 地	四日市市垂坂町 1736 番地
	敷 地 面 積	79,577 m ²
建設当初	竣 工	平成 28 年 3 月
	処 理 方 式	(焼却施設) シャフト式ガス化溶融炉
	処 理 能 力	焼却施設 : 336t/日 (112t/日×3 炉) 破砕施設 : 32t/5h
	建物構造面積	RC、SRC、S 造 (延) 18,550.78 m ² (地下 1 階、地上 5 階)
	着 工	平成 24 年 10 月
	竣 工	平成 28 年 3 月
	主 な 設 備	○焼却施設 処理対象物 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ 受入供給設備 ピット・アンド・クレーン方式 ピット容量 : 12,000 m ³ 燃焼設備 旋回燃焼方式 燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式 排ガス処理設備 消石灰・活性炭吹込、ろ過式集じん器 アンモニア吹込、触媒反応塔 余熱利用設備 蒸気タービン発電 (9,000kW) 溶融物処理設備 水砕+磁選方式 ○破砕処理施設 処理対象物 破砕ごみ、不燃性粗大ごみ 処理方式 高速回転破砕、磁力、粒度、アルミ選別

区分		名称	
		北 部 清 掃 工 場	
		1・2号炉	3号炉
建設当初	所在地	四日市市垂坂町 1587 番地	
	敷地面積	43,331 m ²	
	竣工	昭和 48 年 3 月	昭和 62 年 12 月
	建物構造面積	鉄筋コンクリート造 (延) 3,893.99 m ² (地下 1 階、地上 3 階)	
排ガス高度処理施設整備事業	建物構造面積	鉄筋コンクリート造・鉄構造 (延) 5,005.95 m ² (地下 1 階、地上 4 階)	
	着工	平成 11 年 3 月	
	竣工	平成 14 年 3 月	
	建物構造面積	タクマSCR型機械式連続燃焼方式	タクマHL型機械式連続燃焼方式
	主 な 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼設備 焼却炉本体 150 t / 24H 3 基 助燃装置 3 台 ・ 燃焼ガス冷却設備 ガス減温器 3 基 ・ 排ガス処理設備 バグフィルタ集塵装置 3 台 有害ガス除去設備 1 式 ・ 通風設備 押込送風機 3 台 誘引送風機 3 台 ・ 煙突 RC 造(内筒鉄板性 3 本集合型)頂上口径 1.2mφ 高さ 50m ・ 排水処理設備 ・ 電気計装設備 	

※平成 28 年 4 月 施設休止

● 車種別車両保有数

(令和 4 年 4 月 1 日現在) (単位: 台)

車 種		南 部 清掃事業所	北 部 清掃事業所	南 部 埋立処分場	クリーン センター	合計
収 集	小 型 ト ラ ッ ク	1	1	—	3	5
	小 型 塵 芥 収 集 車	12	23	—	2	37
	中 型 塵 芥 収 集 車	—	—	—	—	0
処 理	タ イ ヤ シ ョ ベ ル 他	—	—	1	1	2
転 送	小 型 ダ ンプ	—	—	1	—	1
予 備	軽 ダ ンプ	—	—	—	2	2
	小 型 塵 芥 収 集 車	4	8	2	—	14
	中 型 塵 芥 収 集 車	—	2	1	—	3
	ブルドーザー	—	—	—	—	0
	バキューム車	—	—	1	—	1
事務連絡	ラ イ ト バ ン	—	—	—	1	1
	軽 ト ラ ッ ク	1	1	—	2	4
合 計		18	35	6	11	70

衛生事業の概況

市営斎場・霊園の運営等を行っている。

- ・北大谷斎場及び市営霊園の運営

● 斎場・墓地

1. 斎場

(1) 北大谷斎場施設

- ・位 置 四日市市大字松本字北大谷 1986 番地 1
- ・敷地面積 27,169.92 m²
- ・延床面積 4,416.34 m² (1 階 3,714.20 m²、2 階 702.14 m²)
- ・火葬棟 2,559.624 m²
- ・待合棟 1,856.717 m²
- ・葬祭棟 933.97 m²(3会場)
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造 2階建
- ・火葬炉 炉数 火葬炉 12 基、汚物炉 1 基
型式 再燃焼炉付台車式寝棺炉 (前室付)
燃料 都市ガス
- ・工 期 着工 平成元年 12 月 完了 平成 6 年 11 月
- ・総事業費 4,786,901 千円

(2) 北大谷斎場施設設備整備概要

北大谷斎場全面改築事業は、施設の老朽化と周辺環境が都市開発にともない住宅化されたことから、当該施設を周辺環境の保全を図るとともに、通夜葬儀から火葬に至る総合葬祭施設として整備した。

(3) 斎場使用料

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

種別	区 分		市 内	三重郡	その他市外
火葬炉	遺 体	1 2 歳 以 上	5,000 円	30,000 円	50,000 円
		1 2 歳 未 満	3,000	18,000	30,000
		死 産 児	2,000	12,000	20,000
	人 体 の 一 部		1,000	6,000	10,000
	胞 衣 ・ 産 汚 物		500	3,000	5,000
待合室	洋 室 (3 0 人)		3,300	4,400	6,600
	和 室 (4 0 人)				
	洋 室 兼 会 議 室 (3 0 人)		4,400	5,500	8,800
霊 安 室			1,100	1,100	2,200

(4) 火葬・葬祭件数

年 度	北大谷斎場				北大谷葬祭場	
	市内	市外	胎盤・汚物	人体の一部	市内	市外
平成 29	2,921	177	41	25	648	10
30	3,198	174	48	101	645	9
令和	1	3,124	204	0	678	11
	2	3,122	203	0	603	12
	3	3,318	195	0	55	593

※火葬件数は大人、小人、胎児の合計

2. 墓 地

市内に市営霊園は5カ所ある。

(1) 北大谷霊園

- ・面 積 52,873.38 m²
- ・区 画 数 3,320 区画 (4 m²…2,242 区画、6 m²…556 区画、8 m²…522 区画)
- ・完成年月 昭和48年2月 (平成2年11月 69区画増設)
- ・事業費 184,625 千円 (上記事業費 2,979 千円)

使用料及び管理料

(令和4年4月1日現在)

区 画 種 類	使 用 料	管 理 料
4 m ² (1.6m×2.5m)	560,000 円	年間 630 円 (又は永代分(一括払) 18,900 円)
6 m ² (2.0m×3.0m)	840,000 円	
8 m ² (2.5m×3.2m)	1,120,000 円	

(2) 北部墓地公園

昭和53年8月に都市計画墓園事業として建設が決定され、順次造成し現在下記の区画数となっている。

区画数 6,797 区画 (平成26年4月 98 区画 (2 m² 84 区画、4 m² 14 区画) 増設)
(2 m²…4,925 区画、4 m²…1,505 区画、6 m²…367 区画)

使用料及び管理料

(令和4年4月1日現在)

区画種類	使用料	管理料 (年額)
2 m ² (1.25m×1.6m)	325,000 円	2,100 円
4 m ² (1.6 m×2.5m)	650,000 円	4,200 円
6 m ² (2.0 m×3.0m)	975,000 円	6,300 円

(3) その他の霊園

霊園名	敷地面積	区画数
富田霊園	5,153.00 m ²	1,319 区画
富洲原霊園	5,076.00 m ²	1,670 区画
塩浜霊園	4,962.00 m ²	1,403 区画

し尿処理事業

● 処理人口

(単位：人)

年 度	処 理 区 分					計
	くみ取り	下水道	浄化槽	農業集落排水	コミュニティ・プラント	
平成 29	9,008	223,238	70,392	6,099	3,026	311,763
30	8,648	225,690	68,105	6,032	2,956	311,431
令和 1	8,298	228,717	65,528	5,962	3,022	311,527
2	7,858	232,126	61,622	5,916	3,088	310,610
3	7,692	233,574	59,479	5,466	3,127	309,338

● し尿収集量 (令和3年度)

委 託 8,227.0 キロ㍓ 許 可 2,546.4 キロ㍓ 合 計 10,773.4 キロ㍓

● し尿処理状況 (令和3年度) (単位：キロ㍓)

区 分	終 末 処 理	
	朝明衛生センター	
委 託	8,465.6	
許 可	2,620.2	
合 計	11,085.8	

※ 処理時に水を使用するため、収集量と処理量とは一致しない。

● し尿汲取手数料 (令和4年4月1日現在)

区 分		金 額		徴 収 方 法
従量によるもの	回数基本料金	くみ取り1回につき	330円	納付書又は口座振替により払込 口座振替率 79.36% (令和3年度年間)
	従量割料金	10リットルにつき	66円	

※請求時において10円未満の端数が生じたときは、10円未満四捨五入した金額。

● 処理施設

施 設 名	所 在 地	建物、敷地面積	規 模 能 力
大井の川 中継貯留槽	東邦町1番地2	建物 490.93 m ²	貯槽 400 キロ㍓ 朝明衛生センターへ転送
中継貯留槽・基地	市内7ヵ所		貯槽 合計 475.9 キロ㍓
朝明衛生センター	三重郡川越町大字 高松1508番地	建物 3,459 m ² 敷地 21,997 m ²	水処理：高負荷脱窒素処理方式 汚泥処理：遠心脱水 処理能力：300 キロ㍓/日

● し尿汲取委託料

(下段は楠地区)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
単 価	188.58 円	208.02 円	223.72 円	235.67 円	264.41 円
(10 戸当り)	465.81 円	525.17 円	546.72 円	602.81 円	639.53 円

● し尿処理経費

年 度	1 キロメートル当り経費	
	収集部門	陸上処理部門 (※)
平成 29	21,341 円	—
30	26,628 円	—
令和 1	28,097 円	—
2	32,608 円	—
3	34,085 円	—

※平成 28 年 3 月末で日永浄化センターの受入終了

朝明広域衛生組合

地区住民の生活環境の向上を図るため、清掃施設整備の一環として、昭和 40 年 10 月 13 日四日市市及び三重郡菰野町、川越町、朝日町の 1 市 3 町で一部事務組合を設置し、朝明衛生処分場を同 43 年 3 月に建設、し尿の共同処理に当たってきた。

なお、平成 11 年 8 月に新処理場の朝明衛生センターが完成し、現在稼働中である。

● 朝明衛生センター

- ・所在地 三重郡川越町大字高松 1508 番地
- ・処理能力 300kℓ/日
- ・竣工 平成 11 年 8 月 31 日(処理棟は平成 10 年 10 月から稼働)
- ・建設費 6,481,666 千円